

日本産業規格

令和4年3月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和4年3月1日

厚生労働大臣 後藤 茂之

記

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

滅菌済み注射針	T 3 2 0 9
滅菌済み注射筒	T 3 2 1 0
透析用血液回路	T 3 2 4 8
血液透析用留置針	T 3 2 4 9
血液透析器，血液透析ろ（濾）過器，血液ろ（濾） 過器及び血液濃縮器	T 3 2 5 0
血管造影用活栓，チューブ及び附属品	T 3 2 5 2
圧トランスデューサ	T 3 3 2 3
圧力モニタリング用チューブセット	T 3 3 5 1

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。